○技能検定合格証明書の書換え又は再交付

(第5条の4第3項)

改正 平成 26 年 3 月 20 日 平成 28 年 5 月 9 日 平成 29 年 3 月 22 日 令和 3 年 3 月 26 日 令和 4 年 3 月 15 日

審査基準

令和4年3月15日作成

法令名	銃砲刀剣類所持等取締法
根拠条 項	第5条の4第3項
処分の 概要	技能検定合格証明書の書換え又は再交付
原権者 (委任 先)	岡山県公安委員会
法令の定め	銃砲刀剣類所持等取締法第5条の3第3項(猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会)、同第5条の4第3項 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第1条(届出及び申請の手続)、同第22条 (講習修了証明書の書換え又は再交付の申請)、同第25条(合格証明書の書換え又は再交付の申請)
審査基準	
標準処 理期間	3日(書換えにあっては1日)
申請先	住所地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全刑事課
問い合 わせ先	生活安全部生活安全企画課許可等事務管理室